

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・秋田弁護士会による

全国一斉

生活保護ホットライン

～弁護士による**無料電話相談**～

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が対応します。

- ・ 生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
- ・ 申請書がもらえない。
- ・ 次の理由により申請が受け付けられない。

住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる等

- ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。

「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」

- ・ 保護費を“天引き”されている。

● 相談料・電話代はかかりません。下記の電話番号は、11月26日のみ有効です。

秋田県内からお電話をされた場合、午後3時までは秋田弁護士会の特設電話につながります。通話中の場合や午後3時から午後8時までは、相談を実施している秋田県外の弁護士会の電話につながります。



ひ ん こ ん は な く す
0120-158-794

11月26日(水) 10:00～20:00

お問い合わせ先 018-862-3770 (秋田弁護士会)

※秋田弁護士会以外の実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認ください。

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。